

◆ 協同組合とは

- 協同組合とは、共通の目的を持った法人が集まって、作る組織で、出資金という形で自分たちで元手を出し合い、組合員となって事業を利用し、組合員として運営に関わります。
- 事業協同組合の事業は、組合員の事業活動に関連するものに限られ、**組合自体の利益追求ではなく、共同事業によって、組合員の事業を補完（支援）することを目的**としています。
- 総会における議決権は**出資額の多少に関わらず1人1票**となります。

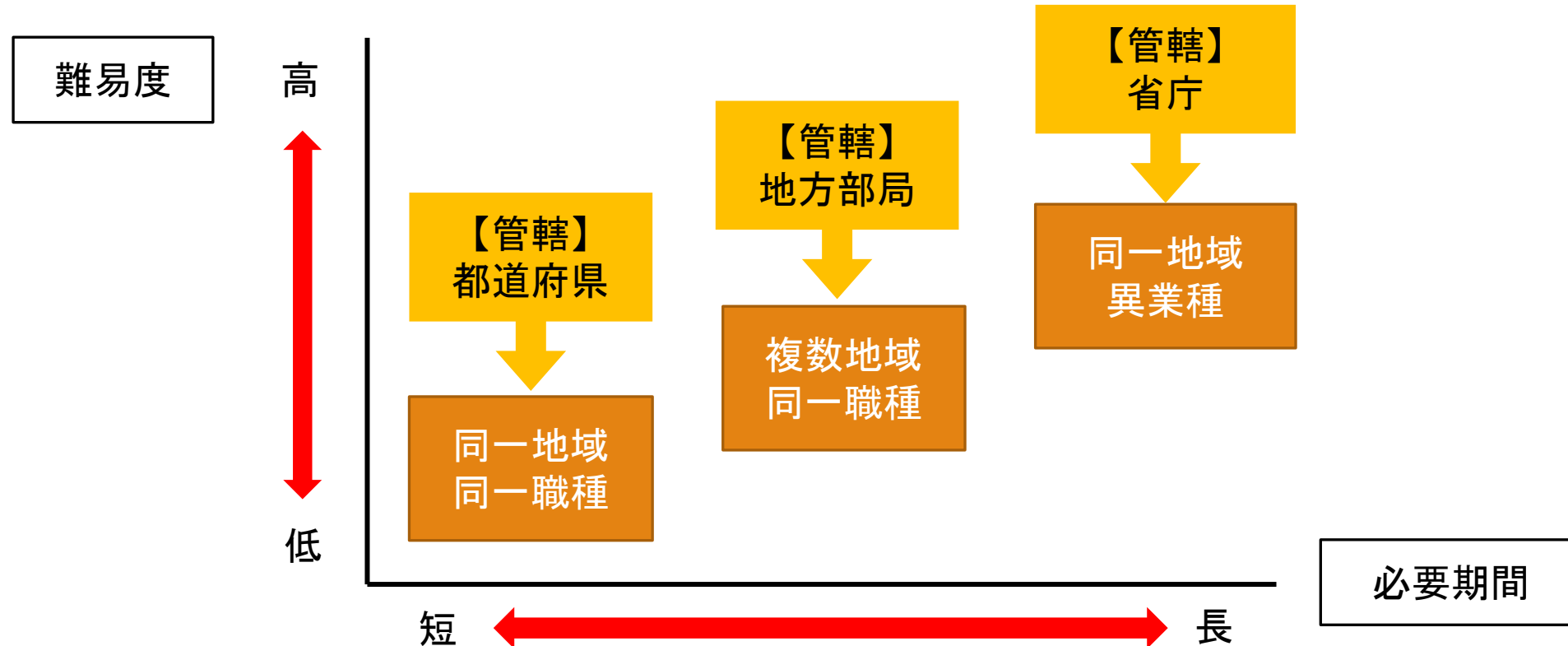
◆発起人について（1）

協同組合の管轄官庁は組合員の地域・業種により異なります。発起人の全社が同一都道府県であれば、管轄官庁は都道府県（場合によってはより小さい行政単位もあり）となりますが、1社でも他府県があれば組合員業種を管轄する“局”となります。

- ただし、農業：農政局、介護業：厚生局等のように都道府県が管轄となる場合があります。
- 全社同一都道府県内の設立であっても省管轄となるケースもございます。
- 人材派遣業・職業紹介業の企業が発起人になると、技能実習事業と明確な線引きがなされているか細かく審査される場合があります（技能実習事業が労働力の補填事業ではないため）。

◆発起人について（2）

発起人となる4社（以上）の“登記簿上”の本店所在地が、
同一都道府県内にあり、かつ、同一職種（管轄官庁が同一）であれば
設立までに要する期間が短く（難易度が低く）なる傾向がございます。



◆発起人について（3）

①発起人全社の本店所在地が東京都内 → 東京都が管轄

②発起人全社が建設業で、本店所在地が東京都と神奈川県

→ 関東地方整備局が管轄

③発起人が製造業と建設業で、全社の本店所在地が東京都

→ 東京都が管轄

④発起人が製造業と建設業で、本店所在地が東京都と神奈川県

→ 関東経産局・関東地方整備局が管轄

⑤発起人が農業と介護業で、本店所在地が東京都と神奈川県

→ 組合の本店所在地がある都道府県が管轄

※農業（農政局）と介護業（厚生局）は、各都道府県が管轄となります。

◆事業について（1）

- 協同組合の事業は組合員の事業を補完（支援）するものに限られます。
※技能実習事業は組合の**主たる事業にはなりません**。
- 主たる事業の内容が、組合を設立してまで行う必要性が無いと判断された場合は、設立そのものが認められません。
※**組合を設立する目的（設立趣意）が明確であり、かつ、事業計画・収支予算の内容が組合員の事業に貢献する内容でなければいけません**。
- 一般的な主たる事業は「共同購買事業」「人材育成事業」「販売促進支援事業」等があります。発起人および組合員各社の状況に合わせた事業計画・収支予算の作成が必要です。
- 各種事業および賦課金（年会費等）を含め、おおよそ年間1,000万円程度の“売上”を目安とした事業計画・収支予算にしてください。

◆事業について (2)

2017年10月末までは、組合設立後1年以上、主たる事業の実績がなければ、技能実習事業を定款に入れることは出来ませんでした。

2017年11月1日の新法施行以降は上記1年縛りはなくなりましたが、外国人技能実習機構より監理団体の許可を取得しなければ、技能実習を行うことが出来ません。

監理団体の許可申請時には、2事業年度分のBS/PLが必要とされていますので、協同組合設立直後に監理団体の許可申請をされる場合は組合成立時の貸借対照表等の代替書類を用意しなければいけません。

◆役員（理事・監事）について（1）

- 一般的に役員は、理事3名・監事1名で設立します。
- 理事は組合員企業の取締役以上（各社の登記簿謄本記載者）より選出しますが、理事の内1名は員外役員（組合員以外の個人）を選出することが可能です（監事は員内外を問われません）。
- 協同組合の性格上、組合役員の親族・同族関係は過半数を超えないようにしたほうがベターです。
- 技能実習事業においては常勤役員（組合での社会保険取得者）がいたほうが客観的にもより良い組合と判断される傾向があります。

◆役員（理事・監事）について（2）

●理事の兼務

設立組合の理事に就任される方が他組合の役員も兼ねている場合、下記の点にご注意ください。

設立組合：代表理事 / 他組合：代表理事 → 不可

設立組合：代表理事 / 他組合：理事 → 可

設立組合：理事 / 他組合：理事 → 可

※ただし、他組合にて技能実習事業に関与する役員として監理団体の許可を得ている場合、または他組合で外部監査人等で登録されている場合は、新規設立組合での役割が制限されます。

◆出資金について

- 組合設立時の出資金（総額）に下限の定めはありませんが、1社あたりの上限は**出資総額の25%**と決まっております。
- 技能実習制度において組合の収益が発生するのは、技能実習生が入国後となりますが、監理団体の許可申請時に「**監理責任者**（社会保険加入）」および「**独立した事務所**」が必要となります。
つまり、監理団体許可申請前から固定費が発生することから、おおよそ**500万円以上の出資**（発起人4社で設立の場合は1社あたり125万円ずつ）を目安にされたほうが無難です。

※期の途中で資金がショートしそうな場合は増資も可能です。

※債務超過状態では監理団体の許可申請が出来ません。

◆監理団体許可申請時の体制について

①監理責任者

- ・常勤(社会保険加入):理事が兼務することも可能です。
- ・入国管理局、技能実習機構からの質問が集中するため技能実習制度に関する基礎的知識が必要です。

②母国語相談体制

- ・受け入れる技能実習生の母国語相談対応が出来る窓口を設けなければいけません。
- ・外注も可能だが、組合と雇用契約がある方がベターです。

③技能実習計画作成指導者

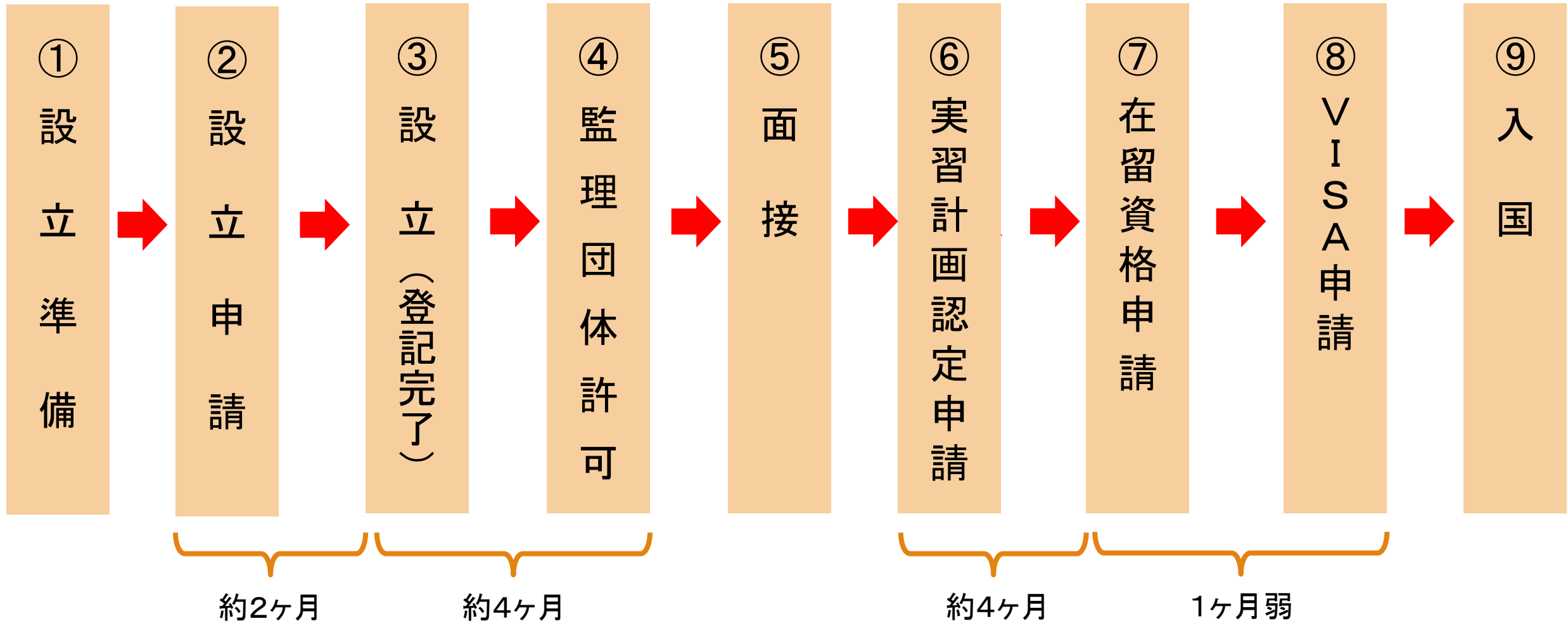
- ・受け入れる技能実習生の職種に関して5年以上経験がある方をご用意ください(非常勤でも可)。

④外部監査人(または外部指定役員)

- ・監理団体(組合)として3ヵ月に1度監査を受ける義務があります。
- ・一般的には弁護士、社労士、税理士等を外部監査人とするケースが多くみられます。

◆実習生入国までのスケジュール（目安）

※あくまでも各種条件が整っていた場合の最短の期間となります。



◆まずは・・・

- ①発起人4社以上(地区・業種)の確定
- ②出資金の確定
- ③設立趣意書の作成及び事業の確定
- ④事業計画・収支予算の作成
- ⑤管轄官庁(局・中央会等)への事前相談
- ⑥設立申請書類等の作成

の流れとなります。

組合の設立では、“なぜ組合を設立する必要があるのか”
及び“どのような事業を行うことで組合員に貢献するのか”を
「設立趣意」と「事業計画・収支予算」にうまくまとめられるか・・・
が最も重要です。